

「利用者誘導と情報の提供、(1) 利用者誘導」ビジョンへの記載(案)

利用者誘導については、本ビジョンにおける考え方及び今後の検討の参考のため利用者誘導の方法を整理した検討資料を、令和元年度第3回検討会で提示している。検討会では、利用者誘導の考え方について以下の事項を確認した。

◇ 本ビジョンにおける利用者誘導の考え方

- ・本ビジョンにおける利用者誘導は、「登山道」を「適正」に利用するよう利用者を誘導することであり、ルートごとの5～10年後に目指すべき利用体験の質が担保されることを「適正」な利用とする。
- ・エコツーリズム推進法に基づく特定観光資源にかかる保護担保措置(ルール化)等については、別途検討されているエコツーリズム推進全体構想の検討を踏まえ、調整・連携・整合性を図ることとする。

また、検討を進めるにあたっての論点を令和元年度第4回検討会において整理しており、それらも踏まえつつ引き続き議論を行う。

◇ 昨年度整理した誘導・ルールにおける論点

- ・特定ルートの利用集中への対応(情報提供によるものは検討済。他に、事前レクチャーを行うなどの意見が出ている。)
- ・事故発生回避・登山届の提出率向上のためのソフト面の対策(情報提供によるものは検討済。他に事前レクチャー、ガイドの利用などの意見が出ている)
- ・ビジョン全体でのガイドの位置づけ、役割に関する検討(事前レクチャー、公認ガイドの活用など)
- ・将来の利用者数減少(現状で漸減)又は利用者数増加(空港拡張等)を見据える

以上より、本年度の第1回検討会では、これまでの検討会でいただいた意見を踏まえて修正した利用者誘導の考え方及びビジョンへの記載案を提示し、第2回検討会で承認を得ることを予定している。

1、本ビジョンにおける利用者誘導の考え方

本ビジョンにおける利用者誘導は、「登山道」を「適正」に利用するよう利用者を誘導することである。そして、「適正」な利用へと利用者を誘導することが、ルートごとの5～10年後に想定される利用体験の質が担保されることにつながる。

1) 利用者誘導の主な手段

利用者誘導には、利用者の行動をコントロールしたり、導いたり、自然環境への影響を和らげたりするいくつかの方法がある。こういった利用者の行動を規制するには、望ましい利用の方法に導く1) 間接的な方法と、法的な強制力をもって規制するような2) 直接的な方法とに大きく分けることができる。まずは、間接的な方法を使って、それがうまくいかない場合には、次のステップとして直接的な規制導入について検討を進めることとする。

①間接的な方法

間接的な方法では、利用者が望ましい行動をとるように導くことになる。表1に間接的な規制をする方法の一例を挙げる。

表1 間接的な方法の一例

方法	内容
登山道に関する情報提供	<p>■「登山道のあるべき利用体験ランク」の情報提供 利用者自身が、求める利用体験の質や登山スキルを考慮して、決断は本人がする。</p>
	<p>■登山道周辺の動植物の情報、歴史、利用ルール、制限事項を情報提供 登山道や屋久島全体への理解を深めてもらい、利用する際には環境への負のインパクトを少なくするような行動がとられるように導く。</p>
	<p>■登山道の利用状況（混雑等）を情報提供 利用者自身が、求める利用体験の質を考慮して判断する。</p>
	<p>■インタープリテーションの活用 単に登山道に関する情報や事実を情報提供するだけでなく、インタープリテーションと組み合わせることによって、公園の価値について利用者がよく理解し、より利用体験の良さを味わえるようにするもの。</p> <p>※インタープリテーションとは、利用者がもっと学んで理解を深めたいと思うような方法で、情報を提供すること。体験や地域性を重視した、楽しくて意義のある教育的なコミュニケーション。</p>
利用者や同伴するガイドの資格制限	<p>■利用者の資格制限 特定の登山道の利用者は、事前にレクチャーを受けた人、料金を支払った人に限定するなど。</p>
	<p>■ガイドの資格制限 特定の登山道の利用者は、資格（例：認定ガイドなど）を持った地元のガイドが同行しなければならないとするなど。</p>
アクセスの拡大・制限	<p>・マイカー規制や車両規制など交通手段の制限をする。</p>
	<p>・登山道までの主な交通手段が公共交通機関であれば、公共交通機関の台数などを増加もしくは制限するなど。</p>
	<p>・登山道までの主な交通手段が公共交通機関以外であれば、駐車場の大きさを制限するなど。</p>
季節的、一時的な利	<p>・登山道ごとに「あるべき利用体験ランク」を維持するための設定をし、利用者数が</p>

方法	内容
用レベルの拡大・制限	<p>想定利用者数よりも何割増となった場合には、制限を検討し始めて、それ以上になったときには、制限（マイカー規制や車両規制など）を実施するといった幅のある制限とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・季節的、時間的に特定の場所又は登山道が想定利用者数を超えるようであれば、それ以上の入込みを制限（マイカー規制や車両規制など）する。 ・より多くに利用者を受け入れるために、利用できる時間帯を拡大するなど。
サイトの強化	<ul style="list-style-type: none"> ・影響を受けないように資源を保護する。
特定区域の事前割り当て（予約）	<ul style="list-style-type: none"> ・特定地域を対象にして事前の手続きを経たり、負担を行ったりした者にのみ当該地域への立ち入りを認めるといしくみ
自治体又は管理者との協定	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の場所において、地域の資源の保全と利用を目的としたガイド事業者が、自治体又は管理者と協定を結ぶ。当該地域の利用は協定を結んだガイド事業に限定する。 （小笠原の事例） 東京都では、南島と母島石門一帯の自然の保護と利用を図るために、小笠原村と協定を結び、利用者に都認定の自然ガイド（東京都自然ガイド）を同行させることにより、適切な利用を図っている。

②直接的な方法

利用者の行動を直接規制するには、法による強制力が必要になる。違反があった場合には、適切な罰則が設けられている場合もある。表2に直接的な規制をする方法の一例を挙げる。

表2 直接規制する手法として、利用できる可能性のある制度等

制度名	主体	概要	事例
エコツーリズム推進全体構想（エコツーリズム推進法）	市町村	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村長は、認定全体構想に従い、観光旅行者その他の者の活動により損なわれるおそれがあり、保護のための措置を講ずる必要があるものを特定自然観光資源として指定できる。 ・特定自然観光資源を設定すると、その区域内での行為制限や立入人数の制限を実施できる。 	サンゴ群集の分布域（慶良間のサンゴ礁）を特定自然観光資源として渡嘉敷村長及び座間味村長が平成24年に指定。
利用調整地区制度（自然公園法）	環境省	<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園の中に利用調整地区を指定して立ち入りの際に認定又は許可を必要とする。 ・利用者の立ち入り認定に際しては禁止事項の遵守を求めるほか、利用人数の上限や期間を定めることができる。 	吉野熊野国立公園の西大台地区が平成19年に指定された。 知床国立公園の知床五湖が平成23年に指定された。

制度名	主体	概要	事例
国有林における規制（保護林管理計画）	林野庁	<ul style="list-style-type: none"> ・森林生態系保護地域の保存地区の利用を指定ルートのみ許可制とし、講習参加を義務付けた事例がある。 	小笠原では、森林生態系保護地域への立入りは指定されたルートに限定するなどの「利用ルール」を平成20年9月から導入。
「島しょにおけるエコツアーのしくみ」に基づく協定	東京都、小笠原村	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都と村の協定により利用に関するルールが定められている。 ・父島の南島と母島の石門を利用するためには、指定ルート利用講習を受講している東京都認定自然ガイドの資格者の同行が必要である。 	「小笠原村母島の石門」、「父島の南島」を平成14年7月に指定。
沖縄振興特別措置法に規定された「県知事認定保全利用協定」	沖縄県、エコツアーに関わる事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・エコツアーに関わる事業者が、利用する自然環境の「保全」と「持続的な利用」を目的として、自主的に策定した自主ルールについて、県知事が適切であると認定した場合には、ツアー実施区域の利用が可能となる。 	県知事認定を受けている協定は6か所（仲間川、比謝川、伊部岳、大浦川、白保サンゴ、吹通川）平成16年から導入。

2) その他の保全・利用等に関する計画との連携

屋久島の山岳観光の振興や自然観光資源の保全・利用等についての計画として、検討中のものを含めて表3のようなものが挙げられる。

利用者誘導については、別途、屋久島エコツーリズム推進協議会においてエコツーリズム推進法に基づくエコツーリズム推進全体構想で検討しており、特定自然観光資源に係る保護措置等については、基本的にエコツーリズム推進協議会での検討に委ね、連携・整合性を図っていくこととする。

また、継続的な課題である山岳トイレについては、屋久島町第二次振興計画と山岳部保全利用協議会（観光協会ガイド部会運営委員会）とでは基本方針に違いがあることから、今後、どのように進んでいくのか注視していきたい。将来的には、本検討会の後継となる検討の場と山岳トイレに係る検討の場との合同開催等も選択肢の一つとしつつ、連携・整合を図っていくこととする。

表3 屋久島の山岳観光の振興や自然観光資源の保全・利用等に関連する計画等

名称	概要
屋久島町エコツーリズム推進全体構想	<p>自然観光資源をどのように守り、利用していくのか等をまとめた構想。「屋久島エコツーリズム推進協議会」においてについて検討中。</p> <p>「エコツーリズム推進法」に基づく認定を受ければ、特に保護したい資源について「特定自然観光資源」に指定することで、各種行為を法的に規制することが可能となる。</p> <p>なお、過去の検討により、「ガイド登録・認定制度の立ち上げ及びその運営」、「里地におけるツアープログラムの開発」、「特定地域の保全・利用のルールづくり」などは具体的に取組みを進めている。</p>
<p>屋久島町観光基本計画（2016.3～2025）</p> <p>※屋久島町第二次振興計画（2019～2028）に基づいている</p>	<p>観光推進によりすべての産業と連携し、屋久島町全体の活性化を図っていく計画として策定された。</p> <p>計画の期間は、2016年（H28）～2025（R7）までの10年間を基本的な計画期間とし、期間中の進捗状況を把握しながら、必要な計画内容の変更や見直しが行われる。</p> <p><u>観光基本計画の重点プロジェクトの一つとして、「世界自然遺産の保全と活用を基本とした山岳観光の振興（独自のルールや仕組みづくり、山岳観光のあり方を関係機関と連携しながら展開）」が推進される予定。</u></p> <p>本計画を推進するにあたって、令和2年度の入込客数目標を35万としている。</p>
<p>屋久島町第二次振興計画（2019～2028）</p> <p>※屋久島町の最上位計画であり、これを基に他の計画が位置付けられている</p>	<p>住民と行政がともに考え行動する協働のまちづくりをとおして、計画の基本理念及び重点目標を実現する施策を実施し、住民の願いを実現する持続可能なまちづくりの方針を定めることを目的として策定された。</p> <p>計画の期間は、2019年（R元）～2028年（R10）の10年間の取組を示した計画。</p> <p>今後10年間の重点目標の一つとして、「水と緑を大切にし、人と自然が</p>

名称	概要
	<p>触れ合う環境づくり」が挙げられており、継続的な課題であった山岳部での携帯トイレ移行に向けた周知・インフラ整備の不足については、将来的に携帯トイレに一本化するため、検討会等を実施し、協力金制度等についても再度検討を行うとの施策を出している。</p>
<p>屋久島山岳部保全利用協議会（観光協会ガイド部会運営委員会）</p>	<p>平成 29 年 3 月からの新しい入山協力金制度の導入に併せて、山岳部利用対策協議会（平成 6 年発足）と山岳部車両運行対策協議会（平成 21 年発足）を統合、山岳部保全利用協議会へと名称が変更され、山岳部の自然環境を将来にわたって保全し、持続可能な利用および保全対策を検討するため、協議を続けている。</p> <p>山岳トイレの基本方針については、平成 21 年に観光協会ガイド部会運営委員会が屋久島山岳部利用対策協議会に提示し了承されている。それから、世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金（平成 29 年開始）の開始を見据えて、観光協会ガイド部会運営委員会では平成 25 年に追加方針も出している。内容は以下の通りである。</p> <p>「平成 25 年 6 月 24 日、山岳部トイレに関するガイド部会基本方針、継続と追加方針」</p> <p>既存トイレから新設トイレへの移行を目指すものであり、トイレ新設していくという大前提の元に携帯トイレ導入の協力をする。</p> <p>（平成 21 年からの継続方針）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 既存トイレに関しては、バイオトイレ、もしくはそれに準ずる新しいトイレの導入を支持していく。（新設） 2. 過渡期、及び既存・新設トイレのバックアップとして、携帯トイレの導入・サポートをしっかりとしていく。（維持） <p>（平成 25 年の追加方針）</p> <p>屋久島山岳部保全募金によるトイレ維持が困難であることが明らかであるため、入山料など新たな資金の徴収方法への移行を要望する。</p>

2. ビジョンへの記載（案）

利用者誘導は、「登山道」を「適正」に利用するよう利用者を誘導することであり、ルートごとの5～10年後に想定される利用体験の質が担保されることにつながる。そして、誘導方法には、法的な強制力をもって規制するような直接的な方法と間接的な方法があるが、まずは、まずは間接的な方法で行い、ビジョン見直しの際に「登山道」を「適正」に利用されていないと判断された場合には、次のステップとして直接的な規制導入について検討を進めていく。

1) 誘導方法の構成

誘導方法は、共通の誘導方法と、各登山ルートのあるべき利用体験ランク（5～10年後）ごとに定めるランク別誘導方法を講じる。

共通の誘導方法については、利用者が自らの判断でルート選択、登山計画や準備ができるよう電子媒体や標識により「登山道のあるべき利用体験ランク」、「最新天気や危険箇所及びアクセス道の通行可否などの新着情報」、「登山道の難易度、装備」の情報を提供する。また、ガイド同行をする場合にはガイドから登山道周辺の動植物の情報、歴史、利用ルール、制限事項などの情報を伝えることで利用者の理解を深め、自然環境の価値を損なわない利用がされるよう協力を得るなど、屋久島山岳部を利用する際には、ある程度は必要条件とすることを目指した内容としている。ランク別誘導方法は、登山入門者、豊富な経験ではないがある程度の経験を有した登山者、豊富な経験を有する登山者への利用体験の提供を妨げないことを前提とした利用者誘導としている。



図1 誘導方法の構成

2) 屋久島山岳部共通の誘導方法

- ・利用者が事前に登山道に関する情報が得られるよう、電子媒体や標識により「登山道のあるべき利用体験ランク」、「最新天気や危険箇所及びアクセス道の通行可否などの新着情報」、「登山道の難易度、装備」の情報提供をする。
- ・ガイド同行をする場合には、ガイドから登山道周辺の動植物の情報、歴史、利用ルール、制限事項などの情報を伝えることで利用者の理解を深め、自然環境の価値を損なわない利用がされるよう協力を得る。

3) あるべき利用体験ランクごとの誘導方法 (①～⑤)

表4 屋久島山岳部全体の誘導方法 (案)

あるべき利用体験ランク	想定される利用体験の質	共通の誘導方法	あるべき利用体験ランクごとの誘導方法(間接的な方法、直接的な方法)				
			①登山道に関する情報提供	②アクセスの拡大・制限	③季節的、一時的な利用レベルの制限・拡大	④サイト(優れた景観、特徴的な植物、文化的施設を対象とした特定の場所)の強化	⑤利用者や同伴するガイドの資格制限
1	屋久島山岳部の自然にふれあう探勝ルート ・バスやレンタカー等で容易にアクセスでき、行程は半日未満の一般観光客向けルート。 ・木道や階段が整備され、川には橋があるなど、安全性・快適性に配慮された探勝ルートで、屋久島の自然とふれあえる。	・利用者が事前に登山道に関する情報が得られるよう、「登山道のあるべき利用体験ランク」、「最新天気や危険箇所及びアクセス道の通行可否などの新着情報」、「登山道の難易度、装備」の情報提供 ・登山道周辺の動植物の情報、歴史、利用ルール、制限事項などの情報を伝えることで利用者の理解を深め、自然環境の価値を損なわない利用がされるよう協力を得る。	・登山道の利用状況(混雑等)を情報提供	・登山道までの主な交通手段が公共交通機関であれば、公共交通機関の台数などを増減するなど。	・より多くに利用者を受け入れるために、利用できる時間帯を拡大するなど。	・影響を受けないように資源を保護する。	
	屋久島山岳部の自然を楽しむトレッキングルート ・バスやレンタカー等で容易にアクセスでき、行程は日帰り(半日～一日)の登山入門者向けルート。 ・木道や階段が適所に設置され、川には橋があるなど、快適性が優先されたトレッキングルートで、屋久島の自然を楽しめる。		・登山道の利用状況(混雑等)を情報提供	・登山道までの主な交通手段が公共交通機関であれば、公共交通機関の台数などを増減するなど。	・季節的、時間的に特定の場所又は登山道が想定利用者数を超えるようであれば、それ以上の入込みを制限(マイカー規制や車両規制など)する。	・影響を受けないように資源を保護する。	・主に、登山初心者や登山経験が少ない利用者には、事前にレクチャーを受けることを推奨する。 ・主に、登山初心者や登山経験が少ない利用者には、資格(例:認定ガイドなど)を持った地元のガイド同行を推奨する。
屋久島山岳部の自然を体感できるトレッキングルート ・舗装路または未舗装路での車両を用いたアクセスが基本となり、行程は日帰り(一日)の登山経験者向けルート。 ・快適性よりも自然の雰囲気保持が優先された登山道で、屋久島の自然を体感できる。 ・危険箇所の小規模の木道や階段が設置されるが、渡渉が必要な場合があり、悪天候時には行程変更の判断が求められるなど、登山者自らの一定のリスク管理と行動判断が要求される。	・登山道の利用状況(混雑等)を情報提供		・登山道までの主な交通手段が公共交通機関であれば、公共交通機関の台数などを制限するなど。 ・登山道までの主な交通手段が公共交通機関以外であれば、駐車場の大きさを制限するなど。	・季節的、時間的に特定の場所又は登山道が想定利用者数を超えるようであれば、それ以上の入込みを制限(マイカー規制や車両規制など)する。		(ガイドの同行が課せられた区間では、資格(例:認定ガイドなど)を持った地元のガイド同行を求めるものとする)	
屋久島山岳部の原生的な自然を体感できる登山道 ・未舗装路や悪路での車両を用いたアクセスが基本となり、行程は日帰り(一日)または一泊の登山経験者向けルート。 ・自然の雰囲気保持が最優先された、人との出会いが稀な登山道で、屋久島の原生的な自然を体感できる。 ・木道や階段の整備を行わないことを基本とする。また、渡渉が必要な場合があり、ルートの誘導は必要最低限で、悪天候時には行程変更の判断が求められるなど、登山者自らのリスク管理と高度な行動判断が要求される。	・悪天候時には自らのリスク管理と高度な行動判断を要求する。		・マイカー規制や車両規制など交通手段の制限をする。				
屋久島山岳部の原生的かつ荘厳な自然を深く体感できる登山道 ・徒歩でのアクセスが基本となり、行程は一泊以上の経験豊富な登山者向けルート。 ・自然の雰囲気保持が最優先された、ほぼ人と出会わない登山道で、屋久島の原生的かつ荘厳な自然を深く体感できる。 ・木道や階段の整備を行わないことを基本とする。また、渡渉が必要な場合があり、ルートの誘導は必要最低限で、悪天候時には行程変更の判断が求められるなど、登山者自らのリスク管理と極めて高度な行動判断が要求される。	・悪天候時には自らのリスク管理と高度な行動判断を要求する。					・求める体験の質に応じて、資格(例:認定ガイドなど)を持った地元のガイド同行を推奨する。	

4) 誘導方法の留意点

- ・縦走ルートのように、あるべき利用体験ランクが重複している場合でも、ルートのランクに応じて誘導方法を適応する。区間ごとに誘導方法を適応することはしない。
- ・ビジョン見直しの際には、モニタリング結果を見ながら、改定を検討することとするが、それ以外にも、将来の利用者数減少（現状で漸減）又は利用者数増加（空港拡張等）を見据え、必要に応じて改訂を行うこととする。
- ・利用者誘導にある程度の効力を持たせることが望まれる場合には、前述の表2に示した、エコツアーリズム推進法に基づく特定自然観光資源の指定、自然公園法に基づく利用調整地区制度等の各種制度や仕組みの活用についても、今後は必要に応じて検討する。

5) 誘導方法の将来像

屋久島山岳ビジョンの対象ルートで事前にレクチャーを受けることについては、これまでの検討会で何度か議論がされており、その必要性については、それぞれが認識しているところである。一方、事前レクチャーについてはガイド登録制度と併せて考えていくことも必要であるため、ここでは、屋久島山岳ビジョンの対象ルートで事前レクチャーを推奨する場合の一事例を提示したい。

今後、ビジョン見直しや、他の協議会でも事前レクチャー制度を取り入れることになった際には、ここに提示した事例を参考にし、将来的には全ルートで事前レクチャーを適用することが望ましいと考えている。

対象者

- ・山岳部利用者

実施者

- ・資格（例：認定ガイドなど）を持った地元のガイド

内容

- ・最新天気や危険箇所及びアクセス道の通行可否などの新着情報
- ・登山道の難易度、装備などの情報
- ・携帯トイレ購入可能場所、登山道を歩く上での注意などのマナー・ルール
- ・屋久島山岳部保全対策協力金の目的や納入場所など
- ・登山届に関する情報

場所、事前レクチャーの時間割

- ・空港、港、荒川登山バス乗り場、屋久島文化村センター、屋久島世界遺産センター
- ・それぞれ時間割を決めて、所要時間を10分程度とする

留意点

- ・資格（例：認定ガイドなど）を持った地元のガイドの同伴で入山する場合には免除するなど